

令和3年11月2日

教職員各位

福山大学

事務局長 吉留 義史

冬季の省エネルギー対策について（お願い）

冬季の暖房シーズンを迎えるにあたり、電気需要量の増加が見込まれます。省エネ法により、本学は第二種エネルギー管理指定事業場（※注1）となっており、毎年、前年度エネルギー使用の1%以上の省エネ目標が課せられています。

教職員の皆様においては、下記の節電を心掛けていただき、また、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～」を踏まえ、エアコン使用時においても換気するなど、学校等の適切な学習環境を確保した上で、無理のない範囲で省エネの取組を推進していただきますようお願いします。

記

1. 室温の適正管理（暖房の場合は室温20℃目安）を徹底するようエアコンの適正運転を図ること。

フィルターの汚れは過剰な電力消費及び故障の原因になるので、研究室及び実験室のフィルター清掃を実施すること。

2. パソコン等OA機器は、使用しない時はシャットダウンするなど電力消費軽減の努力を行うこと。

3. 長期間使用しない実験機器等及び電気製品のプラグをコンセントから抜くこと。

4. 廊下・トイレなどの照明は、必要でない時は、消灯すること。

5. 昼休みは、原則、部屋の照明を消灯すること。

6. 研究室等を授業等で留守にする場合は、照明・エアコンを必ず消すこと。

7. 教室・実験室・研究室等の照明・エアコンは、授業終了時に各教員において必ず消すこと。

暖房使用期間は、12月より3月中旬とする。

但し、授業や業務に差し支えある室温になった場合、適宜、暖房を使用できる。

（※注1）第二種エネルギー管理指定事業場とは、年度のエネルギー使用量が原油換算で1,500kWh以上3,000kWh未満の工場・事業場のことをいいます。